

---

平成28年 第3回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

平成28年 3月23日 (水曜日)

---

議事日程 (第4号)

平成28年 3月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2 承認第1号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決  
処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 大刀洗町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ  
いて
- 日程第5 議案第3号 大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第7 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第10 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第11 議案第10号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃  
止する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第18号 平成28年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第15 議案第19号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第20号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第21号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第22号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第2 承認第1号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 大刀洗町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第18号 平成28年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第15 議案第19号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第20号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第21号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第22号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10番	平山 賢治
11番	花等 順子	12番	山内 剛

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	須山りつ子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	矢野 孝一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	総務係長	……………	堀内 智史
財政係長	……………	早川 正一			

---

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は12人です。

ただいまから平成28年第3回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

**日程第1. 同意第1号 教育委員会委員の任命について**

○議長（山内 剛） 日程第1、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 今回の任命は前任者の辞職に伴うものですが、この方は28年の4月1日から4年間ということですが、この方に限らず、教育委員さんが途中辞職なされた場合の欠員の補充は、これからはどんなになるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。

途中でやめられた場合につきましては、その方の残任期間中になります。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

**日程第2. 承認第1号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（山内 剛） 日程第2、承認第1号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第1号 大刀洗町行政不服審査会条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第3、議案第1号大刀洗町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） おはようございます。10番、平山です。私は、本条例案に反対の立場から討論を行います。

この行政不服審査法及び同法の施行に伴う整備法につきましては、行政事件訴訟の改正を踏まえて審査請求期間を延長したことや、審理における口頭意見陳述や質問権を付与したこと、不服申立前置を縮小・廃止したこと等は大いに評価できるものであります。

しかし、改正の柱の一つである不服申し立ての審査請求への一元化などは、国民の権利利益の救済の仕組みを後退させるものと言わざるを得ません。

制度一元化により、異議申し立てが再調査請求にかわり、参考人からの陳述や検証もなくなり、簡素な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しを行うとしています。陳述も検証もないとなれば、再調査は申立人にとっておざなりの対応としか言えず、簡易といっても行政化の迅速化を進めるものにすぎない、救済の仕組みを後退しかねない危険をはらんでいます。

同法に基づく条例の改正には賛成しかねるものであり、討論といたします。議員各位の御賛同、

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから、議案第1号大刀洗町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第4. 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第4、議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第5. 議案第3号 大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第3号大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号大刀洗町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第6. 議案第4号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第4号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第7. 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 8. 議案第 7 号 大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第 8、議案第 7 号大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号大刀洗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 9. 議案第 8 号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第 9、議案第 8 号大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第10. 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第9号大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号行大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第11. 議案第10号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第10号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 1 2. 議案第 1 1 号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第 1 2、議案第 1 1 号久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 1 号久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 1 1 名中起立 1 1 名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 1 3. 議案第 1 2 号 町道路線の認定について**

○議長（山内 剛） 日程第 1 3、議案第 1 2 号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号町道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 1 1 名中起立 1 1 名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

○議長（山内 剛） 認定につきましては、所管の予算特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり審査報告書の提出がありました。予算特別委員会において詳細な質疑をいただいております。

すので、委員会報告と質疑を省略します。

---

#### 日程第14. 議案第18号 平成28年度大刀洗町一般会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） おはようございます。私は、この一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

この当初予算は厳しい査定を経て、細かい金額の積み重ねの結果つくられており、スクール・コーディネーターを配置していただくなど、御配慮いただいていることが多々あることは承知いたしております。

ただ1点、スカイラーク菊池の管理委託料673万円の支出には納得ができないので反対いたします。

先日の一般質問答弁では、管理委託料673万円の内訳は、保守管理委託料250万円、消費税を含んで270万円、SPC——管理運営会社ですが、の運営費169万円、金利234万円とのことでした。

アパートや賃貸マンションの管理委託料は、家賃徴収と物件管理だけであれば、一般的には家賃収入の5%前後です。それに家賃保証をつけると10%というのが相場であります。

スカイラーク菊池の場合、徴収していただく金額は、これは先日の一般質問のときと算出の方法が違っておりますが、2LDK4万8,000円の9戸の12カ月で518万4,000円、3LDK5万2,500円の18戸の12カ月分で1,134万円となり、合計1,652万4,000円となります。

家賃保証をつけていませんので、5%で計算すると、82万6,200円です。90%の家賃保証をつけても、166万円程度でいいはずですが。駐車料金などを含めても、5%で100万程度、10%で200万程度が妥当だろうと思います。家賃保証もつけずに250万の管理委託料は法外な高さです。

また、SPCの運営費169万円も、なぜ支出しなければならないのか理解できません。一般的に、委託をする不動産会社の運営費を支払っているアパート経営者はいません。

PFI方式だから1点を取り上げるのではなく、全体を見て考えてほしいと言われましたが、説明を受けた事業収支の従来方式とPFI手法を比べても、法外な管理委託料やSPCの運営費を支出する理由は見当たりません。それが契約だと押し通されるのであれば、PFI事業を根本

から見直さなければならぬと思います。

また、この住宅は家賃収入だけで賄われていますので、入居率が下がると、その損益は一般会計から補填しなければなりません。ここ1、2年で補填というようなことはないと思いますが、30年間の黒字経営が約束されているわけではありません。

この1点で反対するのはいささか苦渋の選択ではありますが、どうしても認めることができず、反対討論といたします。

○議長（山内 剛） 賛成討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それじゃ、反対討論ありますか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 議員番号5番、平田でございます。花等議員と同じ立場で反対討論をさせていただきます。

一般予算の重要性については十分認識しておりますけれども、1点だけ、1項目だけ納得いかないがございます。あえて反対を表明するものでございます。

それは、スカイラーク菊池の維持管理費でございます。少々、花等議員とダブるところがございますけれども、簡単に申し上げますと、維持管理費内訳書ではSPCの運営管理費が含まれております。この経費を支払う義務があるかについても疑問を持っております。

また、建築物保守管理、設備保守管理、清掃、警備、これで250万円が計上されていますが、賃貸住宅を管理する会社は、家賃の3%程度で維持管理を請け負う会社があります。そのような会社に維持管理を任せることによって、年間100万円弱の予算で維持管理ができるものでございます。

さらに、家賃保証を入れることによって、収入は安定し、将来発生するであろう大規模修繕費等についても、家賃収入から賄うことができます。

このまま安易にPFI事業を継続することは、町、いや町民に対して大きな損害を与えることとなります。これはもう職務上の義務に背くことになるのは明白であります。それほど危険を冒してまで賛成はできません。今回、改めて賃貸住宅の維持管理費は入札を実施し、住宅の建設費を繰り上げ償還して、PFI事業から撤退されることを願うものであります。

平成28年度の一般会計予算について反対するものでございます。賛同いただきますよう、お願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 改めて賛成討論ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私は、本予算案に反対の立場から討論を行い

ます。

毎年申し上げておりますように、ほとんどの項目には賛成でございますが、一部賛同しかねる項目がありますので、指摘等をさせていただきます。

国が地方自治体への交付金削減や住民負担増を強める中で、各自治体とも厳しい財政運営を強いられています。だからこそ、住民の暮らしと地域経済を守る市町村の役割が今ほど求められているときにはありません。町として、国、県に厳しく要求すると同時に、独自の手当が必要であります。

大刀洗町は基金は全体として増加傾向にあります。経常収支比率も県内最低レベルで財政的には余裕があると言えます。

そうした中で、不要不急の事業を改め、財源を活用しながら、住民福祉の向上を図ることが今こそ求められています。行政職員の配置では、恒常的な業務への正規職員の増と、非正規職員の待遇改善を引き続き求めてまいります。

支出においては、高過ぎる住民負担は地域経済にも悪影響を及ぼします。最も負担感の高い国保税は、なお県内でも高い税額であります。地元の農業や商工業を支える人々が苦しんでいます。せめて全国平均並みの法定外繰入で、早急な負担の軽減が求められます。

次に、シンガポール関連事業は、事務所負担金をはじめ、旅費の計上など、引き続き賛成できません。

給食費保護者負担は、補助の削減を前提に当初予算が組まれており、賛成できません。給食調理非正規化の経緯や値下げから縮小に至った経緯など、詳細に検討すべきであります。

また、有料賃貸住宅に係る管理費は、他議員も指摘のとおり、再考すべき問題であります。

最後に、解放会館補助金40万6,000円は、特定の団体に運営費補助を投げやることは、問題の解決に逆行するものであり、反対であります。

今後の行政の行方を決めるのは、地方創生が叫ばれる中で、いかに立体的に有機的に対策を講じるかが、今後の地に足をつけた地域対策が求められているのではないのでしょうか。

また、福祉の向上の点では、高齢者福祉、子育て支援、地域福祉、申請主義制度は対象者への周知徹底を求めているものであります。

今後とも、福祉の向上に邁進する自治体本来の役割を期待して討論といたします。議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから、議案第18号平成28年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。本案

は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 8名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 15. 議案第 19号 平成 28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第 15、議案第 19号平成 28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19号平成 28年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 10名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 16. 議案第 20号 平成 28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第 16、議案第 20号平成 28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20号平成 28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 10名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第 17. 議案第 21号 平成 28年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第 17、議案第 21号平成 28年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 4番、林です。今回の予算案について反対の立場から討論いたしま

す。

今回の予算案は貸付金のみ議案ですが、説明を求めると、まだ何も決まっていないう答弁の中にも、スカイラーク菊池のような建物をほかの校区にも建てたいとの考えが見えます。

スカイラーク菊池は建設当初、もっと人口の減っている校区にとの意見もありましたが、まず建てるのであれば、町有地があったこと、町内でも利便性の高いところでまずは定住を促したいこと、高い入居率を維持できれば町の負担はないとのことで、議会では可決されました。

その後、入居募集が始まりましたが、3次募集まで行っても、先日の一般質問の答弁では、まだ1室余っているとお答えがありました。

建設側の考えとしては、近隣アパートとは強度が違う、しっかりとした建物であること、町内でも利便性が高い場所であることなどから入居は進むと考えていたと思いますが、私個人として、町外、町内を問わず、子育て世代の方に入居を提案いたしますと、まずは家賃が高いこと、大刀洗町内では利便性が高いかもしれませんが、近隣市町と比べると劣ることとの意見を聞きます。

まだ満室でないという、この現在の状況から、入居対象者のニードと建設側の思惑のずれがあるのではないのでしょうか。菊池でこの状況だとしたら、ほかの校区で建設をした場合、さらに入居募集は困難をきわめることになると思います。

建設ありきで取りかかるのではなく、まずはスカイラーク菊池へ入居された方の検証、なぜ転入したのか、町内間の移動であるならば、なぜ引っ越しをしたのか、または不動産業者の意見、さらには住民や町外者の意見を聞いて、人口をふやすには本当に住宅建設が最善なのか、若い方々が求めているのはどういう施策なのか、家賃補助や新築住宅の建設補助、税負担の補助などで定住は促進できないのかも再度検証して、今後の定住促進の計画には柔軟に対応していただくよう求め、反対討論といたします。

以上です。

○議長（山内 剛） 賛成討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） ほかに反対討論。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 本予算については、反対の立場で討論させていただきます。

平成28年度土地取得特別会計、土地取得のための予算として7,000万円が計上をされておりますが、これについては時期尚早であると反対するものでございます。

民間の大手住宅会社に聞いたところ、大刀洗町には過剰な住宅が供給されて、あとの新規事業は取りやめるということを決断したと聞いております。

また、大刀洗町は4月にオープン予定のスカイラーク菊池の検証、これも林議員の言われるとおりでございますけれども、検証をもっとやって、それからでも遅くはないんだろうと思っております。

ます。

本当に有料賃貸住宅が必要なのか、低所得者向けの住宅は必要ではないのか、民間のアパート、まだまだ空室がこれがございます。また、空き家の活用というのも、今後できるということも考えなければいけないということになります。そんなになぜ、今住宅建設を急ぐのか、理解できません。これについては断固反対を表明いたします。御賛同をお願いします。

○議長（山内 剛） 賛成討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 次に、反対討論ありますか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、反対の討論というのは、現状をちょっと説明しながら、ちょうど4年前、私たちも議員になりまして、ちょうど大堰校区の、いうなら分譲住宅の9区画があったわけですね。

それについて、まず設立の条件がやはり数十年前に、やはり大堰校区が児童数も少ないということ、やはり分譲住宅を企画したわけです。そして、15区画いたしましたけれども、6区画は売れました。あとの9区画はそのままで残った状況で、私たちが4年前、都市開発公社で販売に努めましたけれども、その間やはり土地価格は、ちょうど坪10万ぐらいやった、ちょっと1割下がって9万で売って、やはりその区画状況もやはり100坪というふうな大きい坪数で、やはり購入ができなかったというなことで、私たち4年間、非常に価格も下げて、いろんな施策をしましたけれども、最終的には1戸も売れなかったというふうな状況があります。

そして、その9区画残ったのを、ちょうど英断を切って民間に売り売りましたけれども、その民間業者も、その9区画あったのを13区画に区割りをし、59坪から60坪の区画で売り出しましたけれども、2区画しか売れなかったと。現在、12区画残っておるような状況です。

その後、ここ数年の中に、結局富多にまた9区画分譲住宅ができた。そういう中で、4区画は売れて、5区画は残っておるというふうな状況が大堰です。

そういう中で、本郷地区につきましては、ちょうど空き家の解体等がありましたので、その跡にやはり分譲住宅として、結局学校の北側、それ7区画できまして、現在6区画残っております。そういうふうな中と、今度は浄蓮寺の北側に16区画の分譲住宅ができて、結局、現在残っておるのは10区画と。16区画、本郷地区は分譲住宅が残っておることになります。数カ月前に、この1年間の中に、その甲条の中に、結局またアパートが2棟の10戸できるというふうなことが本郷校区の状況です。

大刀洗校区も、もう分譲だけじゃなくて、アパートはできないだろうかということをしておりましたら、1月ですかね、農業委員会にかかって、アパートも結局集合住宅が3棟の18戸できるというふうな計画がなされておるわけです。それと、今度住宅を検討するということ

になりますと、ちょうど同じころに建築もなるし、募集もなるというふうな状況です。

そういうことを考えますと、やはり今の段階で、これは行政がするのはどうだろうかというふうなことを思っております。ここの1、2年間の間にそういうことです。

もし、この状況がなければ、私は町長の言ったように、やはり計画的に校区単位にどこかでやはり検討するというのも重要なことだろうと思っておりましたけれども、ここ1、2年でこういうふうな状況が変わっている段階です。

そういうことで、今度のこのアパートの土地取得特別会計については、通常ならば賛成すべきだと思いますけども、この1年間の状況が変わってきております。そこについては十分、ここ1年間ぐらいで十分検討していただいて、そしてその後に計画してもいいんじゃないかというなことで、今度の件については私としては一応反対という考え方でございますので、今後についてはまた1年ぐらい検討して、やはり町長の方針等に、やはり議会と執行部は両輪でございまして、賛成すべきでございまして、今度の件については、そういう事情もありまして、反対というようなことの討論といたします。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 私は、土地取得特別会計に反対の立場から討論いたします。林議員、それから黒木議員の討論とダブるかもしれませんが、討論させていただきます。

土地取得特別会計に貸付金7,000万円が計上されています。これは土地開発公社に貸し付けて、土地開発公社が用地を取得して造成し、その後、町が買い戻してスカイラーク菊池のような有料賃貸住宅を建てられるとのことですが、どこに建てるか、どれほどの敷地を購入されるのか、具体的な説明は一切ないまま賛成するのは、議員としていささか無責任だと感じております。

人口減少社会の中で定住人口をふやし、町を活性化しようとする町長の意図はよくわかります。しかし、大刀洗町にはアパートがたくさんあります。今、黒木議員がおっしゃったようなことです。

大刀洗町は住宅供給オーバーになっているのではないのでしょうか。新しいうちは入居者もあるかもしれませんが、だんだん古くなると空室ができてきます。家賃収入だけで賄われている住宅に、一般会計から補填しなければならない事態になるかもしれません。私はとても30年間の責任は負いかねますので反対いたします。

大堰団地、尾関眼科の跡の土地を購入して分譲する議案が出たとき、先輩議員からこう言われました。「民でできることは民に任せたほうがよい」と。今つくづくそう思います。ハサゴ団地の分譲はタイムリーでしたが、大堰団地は御存じのように大失敗でした。民ができることに行政が手を出さないほうが良いと思うのです。

もう一つ苦い経験があります。大堰団地の購入が計上されたとき、先輩議員が、予算を通しても執行させないようにすればよいと言われました。しかし、予算が通れば執行を阻止する力は議会にはありません。予算が通れば、執行部は着々と事を進めます。

この予算が通れば、2年後にはスカイラーク菊池のような建物が建つのです。スカイラーク菊池は入居募集を始めて6カ月以上が経ちますが、まだ満室になっておりません。1棟だけでもこんなに苦労しているのに、入居者確保はできるのでしょうか。スカイラーク菊池は建ってしまったから、町のお荷物になってはならないように、上手に経営していかなければならないと思っ  
ていますが、これ以上、有料賃貸住宅を行政が建設する必要があるのでしょうか。

行政は民が手がけない、住宅困窮者のための住宅をつくることこそ仕事であって、民にできることは民に任せるべきです。

議員の皆さん、ここは議会のあり方が問われていると思います。スカイラーク菊池の検証もしないまま、十分な説明も受けないまま、この予算を賛成するのは議員として無責任ではないでしょうか。決定権は議会にあります。議会の責任は非常に大きいのです。議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私も本予算案に反対の立場から討論を行います。

1点目は、事業の計画について、少し他議員とも重複するかもしれませんが、よろしくお願  
いいたします。

1つ目は、事業の計画について、何らの説明もなされていないことであります。土地を購入し、地域優良住宅を建てたい、ここまでは委員会の中で答弁がありました。しかし、どこに建てるのか、どういった形式で建てるのか、何らの説明もなく未定とのことであります。そもそも、住宅の供給が必要なのかの調査も全く行われておりません。現在、建設中の西大刀洗についても、町長は周辺の状況を調査していないと答弁しました。多額の予算を投入し、30年にわたり行われる事業に対し、余りにも無責任な態度ではないでしょうか。

また、町営住宅との関係も不明であります。町営住宅と地域優良住宅は対象者も目的も全く違うのに、先日の答弁では、町営住宅は滞納が多く、管理も大変なので、地域優良住宅に変更するという趣旨でした。自治体が行うべき住宅整備を放棄するもので、到底納得できるものではありません。

第2に、西大刀洗における地域優良住宅は、まだ居住すら開始されておらず、検証が全くなされていないということです。PFIの住宅建設については、全国でも事例が少ないことから、事業の方法や収益性について、慎重に検証することが求められます。

他議員からも、今回の契約の妥当性について重大な懸念が示されているところです。少なくとも28年度の1年間は、西大刀洗の住宅について、実際の居住状況も含め、慎重に検証すべき年度であります。これを行わないままの新規事業は許されません。

3つ目に、町内の定住促進については、空き家、空き土地対策を含めて、総合的に検討すべきときであります。いわゆる地方創生の根幹をなす政策として、交付金も活用しながら、どういった方法が人口対策に有効なのか、仮に住宅を建設するとしたら、どの地域に何戸が必要なのか、これこそが地方創生の根幹をなす政策として検討されるべき課題であります。最も基本的な検証を行わないままの事業推進に賛成することはできません。このような建設ありきの予算を認めることは到底許されません。

議員各位に申し上げたい。この本案は町長の誠実性はもとより、議会の存在意義そのものが問われている議案ではないでしょうか。

このように何らの計画性も具体性もない予算を承認することは、議会の責務の放棄ではないでしょうか。せめて1年間検証し、来年度再度議論すればいい話であります。今年度の予算化には絶対反対を表明し、討論といたします。議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 賛成討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから、議案第21号平成28年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立6名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決しました。

---

#### 日程第18、議案第22号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第18、議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案どおり可決しました。

---

**日程第19. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について**

○議長（山内 剛） 日程第19、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 総務課の大浦です。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第1号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現人権擁護委員の一人の方が任期を満了いたしますので、新たに次の方を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、秋吉定利、生年月日、昭和26年5月23日、住所、三井郡大刀洗町大字守部753番地1でございます。

次のページに履歴書がありますのでごらんください。

こちら履歴のほうでございますが、お名前から順次記載されております。現在は学習塾の経営をされているとのことでございます。賞罰につきましては、ございません。

任期につきましては、法務大臣からの委嘱交付日の交付の日から3年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、討論を省略いたします。

この推薦について御意見ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） お諮りします。本件について特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

---

**日程第20. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（山内 剛） 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会、議会広報委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の  
継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（山内 剛） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第3回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時59分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 3月23日

議 長 山内 剛

署名議員 平田 利治

署名議員 松熊武比古

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 3月23日

議 長

署名議員

署名議員